

5 年 保 存
令和9年3月31日満了

F N o . - 01010802
崎機（庶）第105号
令和3年3月29日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

長崎県警察儀じょう隊設置運用要綱の制定について（通達）

長崎県警察儀じょう隊については、「長崎県警察儀じょう隊設置運用要綱の制定について（通達）」（平成27年7月28日付け崎機（庶）第332号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところ、この度、所要の見直しを行い、別添のとおり新たに要綱を制定し、令和3年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同月31日限りで廃止する。

別添

長崎県警察儀じょう隊設置運用要綱

1 趣旨

この要綱は、長崎県警察儀じょう隊（以下「儀じょう隊」という。）の設置、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

- (1) 警備部機動隊（以下「機動隊」という。）に儀じょう隊を置く。
- (2) 儀じょう隊の編成は、次の表のとおりとする。

班 別	隊 長	分隊長	隊 員	小 計	合 計
第 1 班	警部補 1 人	巡査部長 1 人	巡査部長、巡査 6 人	8 人	16 人
第 2 班	警部補 1 人	巡査部長 1 人	巡査部長、巡査 6 人	8 人	

3 任務

儀じょう隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長が主催する儀式、式典等における儀じょう
- (2) その他本部長が必要と認める場合における儀じょう

4 隊員等の指定

- (1) 儀じょう隊の隊長、分隊長及び隊員は、警備部機動隊長（以下「機動隊長」という。）が機動隊に所属する警察官の中から指定するものとする。
- (2) 機動隊長は、儀じょう隊編成表（別記様式第 1 号）を備え付け、指定の状況を管理するものとする。

5 派遣要請

- (1) 所属長は、儀じょう隊の派遣を受けることが必要であると認めるときは、儀じょう隊派遣要請書（別記様式第 2 号）により、機動隊長を経て長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に要請するものとする。
- (2) 本部長は、要請があった場合において、当該要請に係る儀じょう隊の派遣を必要と認めるときは、機動隊長に対し、当該派遣を命ずるものとする。

6 教養及び訓練

機動隊長は、定期的に教養及び訓練を実施し、儀じょう隊の練度をたかめるものとする。

7 事務

儀じょう隊の運用に関する事務は、機動隊において処理するものとする。

別記様式 省略